## 21 広島県小規模事業場排水浄化対策推進要領

(目的)

第1条 この要領は、総合的な公共用水域の水質保全対策の一環として、法令等による 規制を受けない小規模な事業場の排出水について、水質等の改善に係る適正な指導及 び助言(以下「指導等」という。)を行うための必要な事項を定め、もって公共用水 域の水質の保全を図ることを目的とする。

(指導対象事業場)

- 第2条 この要領に基づく指導対象事業場(以下「小規模事業場」という。)は、次の 各号に定めるとおりとする。
  - (1) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下「法」という。)第2条第3項に規定する特定事業場及び広島県生活環境の保全等に関する条例(平成15年広島県条例第35号)第2条第8項ロに規定する汚水等関係特定事業場のうち、日平均排水量が50立方メートル未満のもの
  - (2) 別表に掲げる施設を有するもの

(指導機関)

- 第3条 県及び法施行令(昭和46年政令第188号)第10条に規定する政令市(以下「政令市」という。)は、その管轄する区域内の小規模事業場に対して、排出水の 浄化等について適切な指導等を行うものとする。
- 2 県は前項の指導等を実施するに当たり、当該事業場の所在する市町村の協力を得る ものとする。

(指導基準)

- 第4条 前条に定める指導等は、次の指導基準に基づき実施するものとする。
  - (1)事業活動に伴い発生する水質の汚濁の原因となる物質の,排出水への移行を最小限にとどめると共に,移行した場合も回収にできるだけ努めさせること。
  - (2) 水の合理的使用等により、排水量の削減に努めさせること。
  - (3) 日平均排水量が30立方メートル以上の小規模事業場の排出水の水質は、排水基準を定める省令(昭和46年総令第35号)別表第2の上欄に掲げる項目ごとに、同表の下欄に掲げる許容限度を目標基準とすること。
  - (4) 前記各号に定めるもののほか、排出水の水質等の改善対策に努めさせること。
- 2 県及び政令市は、小規模事業場の排出水がその排出先である公共用水域の水質に与える影響、汚水等の処理技術の開発状況、その他社会的・自然的条件を勘案した結果、必要と認めるときは、前項第3号の規定にかかわらず、別に指導基準を定めることができるものとする。

(指導等の計画的実施)

第5条 県及び政令市は、指導等を実施するに当たっては、各小規模事業場の排出水による公共用水域へ与える影響の度合、あるいは地域の環境保全上の必要度を勘案し、

関係機関との連携を密にしながら、計画的かつ、段階的に行うものとする。 (事業者への啓発)

第6条 県及び政令市は、この要領の円滑な推進を図るため、小規模事業場に対して、 関係機関の協力を得て、啓発に努めるものとする。

(その他)

- 第7条 第2条で定められている小規模事業場以外の事業場において,指導等の必要が 生じた場合は、この要領に準じて行うものとする。
- 2 第2条及び前項に該当する事業場が、この要領以外の要領等で、より厳しい規定を 定められているときは、その要領等により指導等を行うものとする。

附則 この要領は、昭和60年4月1日から施行する。

## 別表(第2条関係)

- 1 病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条第1項に規定するものをい う。)に設置されるちゅう房施設,洗浄施設又は入浴施設(病床数が300未満の事 業場に係るものに限る。)
- 2 地方卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第4項に規定するものをいう。)に設置される水産物に係る卸売場又は仲卸売場(これらの総面積が100平方メートル未満の事業場に係るものに限る。)
- 3 自動車分解整備事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定するものをいう。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800平方メートル未満で650平方メートル以上の事業場に係るものに限る。)